

## 第2章 実施体制

平常時には、庁内及び関係機関との情報共有や訓練を実施し、新型インフルエンザ等への対策を推進する。海外で鳥インフルエンザの人への感染が拡大する等、新型インフルエンザ等の発生の可能性が高まった場合等、必要に応じて危機管理指針に基づく「危機管理情報連絡会議」を開催し、庁内の情報共有と連携により、発生に備える。

発生時の体制は、特措法により政府対策本部が設置されたときには、都においても直ちに都対策本部が設置され、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言<sup>(※4)</sup>」という。）を行ったときには、区対策本部を設置することとされた。

そこで、区対策本部について特措法で定められたものの他、必要な事項を定めるため、東京都台東区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年6月台東区条例第38号）及び東京都台東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年6月台東区規則第52号）を制定し、全庁的な実施体制を整備した。この条例に基づき、区対策本部は都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

区対策本部長（区長）は必要に応じて都対策本部長に対し、都や指定（地方）公共機関等が実施する対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、海外で新型インフルエンザ等が発生してから、区対策本部を設置するまでの間、庁内の情報共有と連携を強化し、円滑な対策の実施を図るため、「台東区新型インフルエンザ等対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

### 1 区対策本部

#### (1) 設置

区長は、政府対策本部長が緊急事態宣言を行ったときには直ちに区対策本部を設置し、緊急事態解除宣言<sup>(※5)</sup>が行われたときには、区対策本部を廃止する。また、緊急事態宣言がなされていない場合でも、発生状況が区民生活に多大な影響を与えている場合など特に必要と認められる場合には区対策本部を設置する。

#### (2) 構成

- ア 本部長 区長
- イ 副本部長 副区長・教育長
- ウ 本部員
  - ・ 部長、担当部長及び参事
  - ・ 会計管理室長及び区議会事務局長
  - ・ 教育委員会事務局次長、教育委員会の担当部長及び参事
  - ・ 上記の者の所属する部、担当、室及び局の庶務を担当する課の長並びに区議会事務局次長

---

※4 緊急事態宣言 政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行うことが、特措法32条により規定されている。

※5 緊急事態解除宣言 政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）」をし、国会に報告する。（特措法第32条第5項）

- ・その他本部長が必要と認める区の職員
- ・上野消防署長、浅草消防署長及び日本堤消防署長又は各消防署長が指名する各消防署の消防吏員

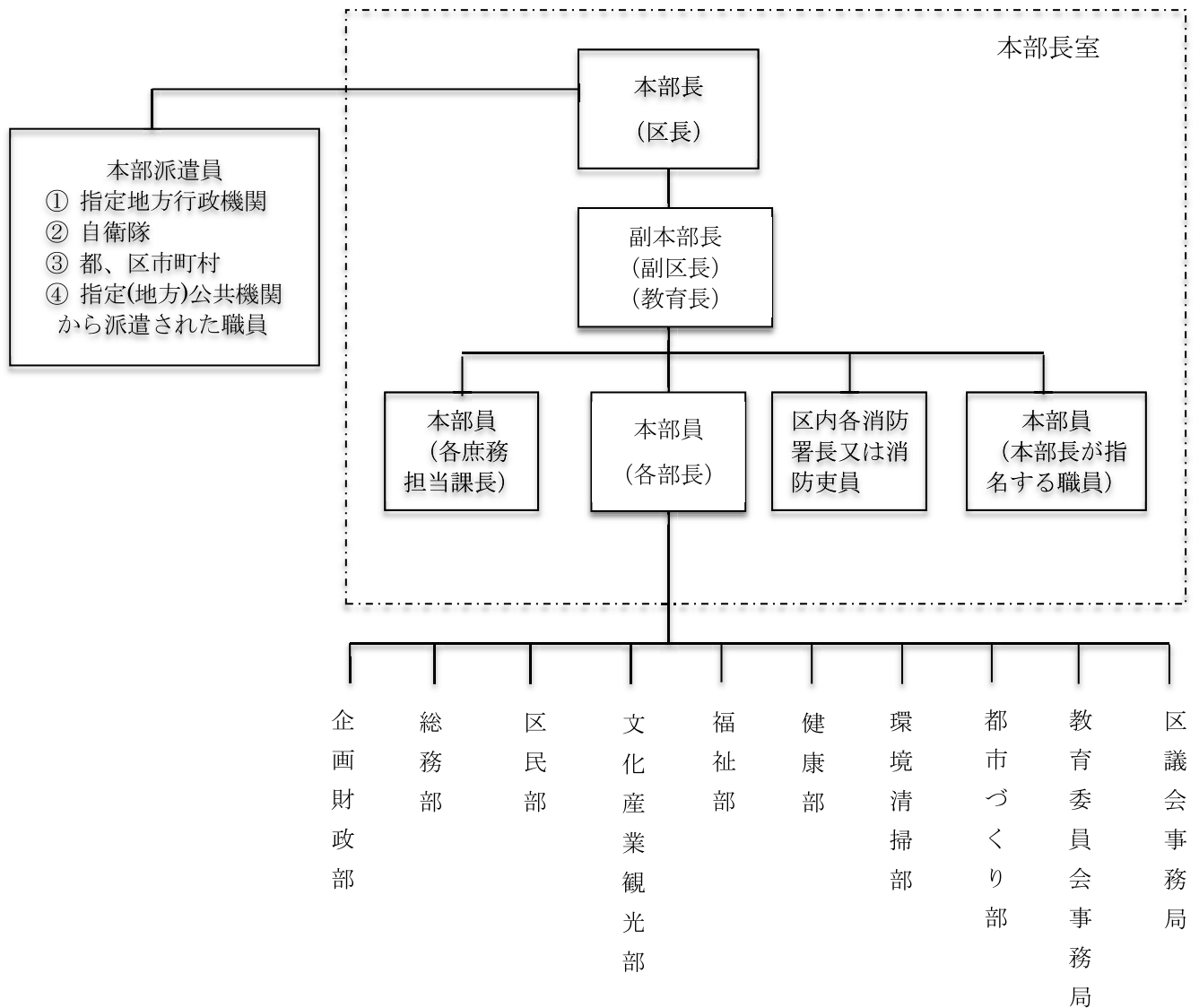
エ 本部派遣員

本部長は特に必要があると認めたときは、指定地方行政機関、区を警備区域とする自衛隊、他自治体及び指定公共機関等の長に対し、当該機関等の職員の派遣その他の協力を求めることができる。

オ 本部に本部長室及び部を置き、本部長室は本部長、副本部長及び本部員で構成する。

カ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

〈区対策本部の構成〉



### (3) 区対策本部の分掌事務

部	分 掌 事 務
企画財政部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等対策関係の予算に関する事。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</li> </ol>
総務部 (危機管理室) (世界遺産登録推進室) (会計管理室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部に関する事(健康部に係るものを除く。)</li> <li>2 本部の指令、要請及び通報の発議に関する事。</li> <li>3 新型インフルエンザ等に係る広報及び広聴に関する事。</li> <li>4 備蓄資材及び物資の配分計画に関する事。</li> <li>5 社会活動、事業活動等の自粛要請等(他部に係るものを除く。)に関する事。</li> <li>6 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関する事。</li> <li>7 公共交通機関及びライフライン事業者との連絡に関する事。</li> <li>8 庁舎等の保安全管理の総括に関する事。</li> <li>9 職員の新型インフルエンザ等の感染予防に係る啓発に関する事。</li> <li>10 職員の動員及び服務に関する事。</li> <li>11 新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納及び保管に関する事。</li> <li>12 新型インフルエンザ等対策の連絡調整に関する事。</li> <li>13 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</li> </ol>
区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会活動、事業活動等の自粛要請等(他部に係るものを除く)に関する事。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</li> </ol>
文化産業観光部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光客等への情報提供に関する事。</li> <li>2 事業者の事業活動の自粛等に関する事。</li> <li>3 中小企業への融資及び相談に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設等における感染防止に関する事。</li> <li>2 高齢者、障害者等の支援に関する事。</li> <li>3 要援護者対策の調整に関する事。</li> <li>4 生活困窮者の援護に関する事。</li> <li>5 行方不明者の調査、遺体の収容等に関する事。</li> <li>6 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</li> </ol>

部	分 掌 事 務
健康部 (台東保健所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部に関すること(総務部に係るものを除く)。</li> <li>2 防疫及び救護の総括に関すること。</li> <li>3 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の感染予防策等の広報に関すること。</li> <li>5 区民、医療機関等からの相談(保健医療分野に限る)に関すること。</li> <li>6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく積極的疫学調査等に関すること。</li> <li>7 新型インフルエンザウイルス等の検査に関すること。</li> <li>8 患者の移送に関すること。</li> <li>9 予防接種に係る調整及び支援に関すること。</li> <li>10 抗インフルエンザウイルス薬に関すること。</li> <li>11 東京都福祉保健局及び他保健所との連携に関すること。</li> <li>12 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院等との連絡に関すること。</li> <li>13 保健医療情報の収集に関すること。</li> <li>14 医薬品ストックセンターの設置に関すること。</li> <li>15 公衆浴場、食品集積所等の衛生確保に関すること。</li> <li>16 動物愛護及び動物衛生の確保に関すること。</li> <li>17 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。</li> </ol>
環境清掃部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの収集及び処理に関すること。</li> <li>2 ごみの排出抑制に関すること。</li> <li>3 資源の使用抑制に関すること。</li> <li>4 野鳥の不審死に係るサーベイランスに関すること。</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</li> </ol>
都市づくり部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川、公園等の維持管理に関すること。</li> <li>2 道路管理者等との連絡調整に関すること。</li> <li>3 防災船着場の運用に関すること。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</li> </ol>
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小中学校、幼稚園、保育園、こども園等の感染予防に関すること。</li> <li>2 学校給食及び児童生徒の保健衛生に関すること。</li> <li>3 乳幼児の安全確保に関すること。</li> <li>4 社会活動、事業活動等の自粛要請等(他部に係るものを除く)に関すること。</li> <li>5 東京都教育庁及び学校との連絡に関すること。</li> <li>6 教職員の確保に関すること。</li> <li>7 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</li> </ol>
区議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会との連絡に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</li> </ol>



## 2 対策会議

### (1) 設置

新型インフルエンザ等が発生し、都対策本部が設置された時には副区長を委員長とする対策会議を設置し、全庁的に情報共有と連携を図りつつ、対策を進める。

緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに区対策本部を設置し、対策の実施体制を対策本部へ移行する。

緊急事態宣言がなされる前であっても、対策会議において必要と認めた場合には、区対策本部を設置する。

緊急事態宣言が解除され、区対策本部を廃止した時には、対策会議において、それまでの対策の評価を行い、第二波の流行に備えた取り組みに反映させる。

### (2) 構成

ア 委員長 副区長  
イ 副委員長 危機管理室長、健康部長  
ウ 委員 企画財政部長、総務部長、区民部長、文化産業観光部長、にぎわい担当部長、福祉部長、福祉部参事、保健所長、環境清掃部長、都市づくり部長、土木担当部長、教育委員会事務局次長、生涯学習推進担当部長、議会事務局長、会計管理室長

エ 事務局 危機管理課、生活衛生課

#### オ 所掌事務

- (ア) 新型インフルエンザ等対策（以下「対策」という。）に係る情報収集と庁内の情報共有に関すること
- (イ) 対策に係る庁内調整に関すること
- (ウ) 緊急事態宣言がされていない段階での区対策本部の設置、その他対策の実施体制に関すること
- (エ) 実施した対策の評価に関すること
- (オ) その他、対策の実施に必要な事項に関すること

〈新型インフルエンザ等対策における危機管理体制〉

